

令和4年2月1日

学生、教職員の皆さま

日本赤十字九州国際看護大学
学長 小松 浩子

新型コロナウイルス感染症防止のための今後の本学の行動指針について

福岡県では、1月20日にコロナ警報が発動され、1月27日からはまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされました。オミクロン株の影響による爆発的な感染拡大は続いており、1月29日には過去最多の新規陽性者数である4,949人取りました。また、感染拡大に伴い、入院患者数も増加しており1月29日時点で42.2%となっています。福岡県では感染状況等を福岡コロナ警報の各指標を踏まえて総合的に判断し、1月27日、福岡コロナ特別警報が発動されました。

本学の行動指針については、福岡県の判断に基づき2月1日(火)から「3制限(中)」に引き上げます。ただし、文部科学省より自治体の要請等を踏まえながら面接授業と遠隔授業を効果的に活用する等、学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図るよう要請されたこと、学生の実習・演習の機会を何としても確保することを最優先と考え、感染予防対策の強化を前提とし、「授業」「教職員勤務体制」については、引き続き行動指針区分2制限(小)相当の制限とします。

感染予防及び感染拡大防止を図るため、「三つの密を徹底的に避ける」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」「人と人との距離の確保」等の基本的な感染防止対策の徹底、健康管理の徹底など、各行動について学生・教職員に周知します。

新規陽性者の傾向として、若い世代の感染拡大、会食や課外活動による感染・クラスターの発生、家族間の感染があります。新型コロナウイルスワクチンを接種したとしても、日常生活において感染者と濃厚接触している可能性や、知らぬ間に感染している可能性があることを意識し、皆さまには、あらためて厳重な感染防止に努めるよう、注意喚起します。

1. 各行動について

(1) 学生の大学構内立ち入り

定期試験、実習・演習等を除く不要不急な大学構内への立ち入りを自粛するよう要請しますが、以下に該当する場合は立ち入りの一部緩和を行います。

ただし、出校日時等は事前予約制とします。

※問い合わせ先：①は学務課へ電話(0940-36-9552)

②は担当教員へメール

- ①・オンライン授業の受講にあたり、ネットワーク環境や機器に支障が生じ学修の継続が困難な場合
・国家試験対策のため自主学習が必要な場合
- ②・学习上、教員の対面指導を求める場合、あるいは教員が必要と判断し学生が同意した場合
・大学院生で指導教員が許可した場合

(2) 授業

スケジュール及び留意事項などに変更がある場合は、別途お知らせします。

(3) 学生の課外活動

アルバイトを含む一切の活動を禁止します。

なお、WEBを活用した活動及びコミュニケーションを禁止するものではありません。

(4) 教職員の勤務体制

感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、人の流れを抑制する観点から時差出退勤と業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。

委員会の開催方法については、審議事項等に応じ各委員会に一任します。

(5) その他

以下のことを厳守ください。また、ご家族や同居されている方とも共有ください。

- ① 感染の疑い、濃厚接触の疑いがある場合、あるいは同居人に同様の疑いがある場合は、最寄りの受診・相談センターに問い合わせてください。また、咳や発熱などの症状がある場合は医療機関へ電話連絡してください。

その後、速やかに大学 (jrchoken@jrckicn.ac.jp) に連絡ください。

- ② 不要不急の外出は自粛すること。
- ③ 県境をまたぐ不要不急の移動は自粛すること。
特に緊急事態措置区域等の都道府県との往来は自粛すること。緊急事態措置区域等の都道府県との往来が避けられない場合は、出発地や到着地の空港等で実施しているPCR等の検査を活用し、感染の有無の確認に努めること。
- ④ 集団での旅行、宿泊は原則自粛すること。
- ⑤ 海外渡航については、外務省の感染症危険情報に基づき判断し、必ず事前に申請・届を提出すること。
- ⑥ 臨地実習に係る感染防止対策については、臨地実習要項及び各実習の指導に基づくこと。
- ⑦ マスクを外した状態では、他者との近距離での会話や食事は行わないこと。
特に、飲食時について、会話を控え、飲食後の会話はマスク着用を厳守すること。(黙食の徹底)
- ⑧ 健康管理表または健康管理アプリ(健康日記)による自己管理を徹底し、健康管理表の身体症状に該当する症状がある場合は登校・出勤しないこと。
- ⑨ 公共交通機関を利用する場合は、移動にかかる時間を可能な限り短縮し、常にマスクを着用し、緊急時以外での会話はしないこと。